

さいたま市公共建築工事積算基準【資料編】

新旧対照表

令和 7 年 1 0 月改定

新	旧	備考
さいたま市公共建築工事積算基準 【資料編】 令和7年 10 月	さいたま市公共建築工事積算基準 【資料編】 令和7年 4 月	改定年月の変更
第1章 共通事項		
（工事費内訳書における単価及び価格） 2. 工事費内訳書に計上する単価及び価格は原則として下記による。 なお、山間へき地等の地理・気象条件が特異な場合や社会・経済動向に著しい変化が認められる場合等においては、実情に応じた適切な単価及び価格を用いる。 【 省 略 】 （2）複合単価の算定に用いる歩掛りは、官庁営繕関係統一基準の「公共建築工事標準単価積算基準」によるほか、「営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り」による。 なお、歩掛りにおける構成については次による。 【 省 略 】 二. その他 「その他」は、別表－5～7の範囲内で工種ごとの率による。 「その他」の率は中間値＋1％を標準※とし、地域の特殊性等を考慮のうえ適切に定める。 ※墜落制止用器具の費用を含めた環境安全費の計上分として1％を加算。対象は別表－5～7に示された工種とする。 なお、交通誘導警備員等の率の設定がされていない工種等については、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額、環境安全費及び会社経費を適切に反映した率を設定する。	（工事費内訳書における単価及び価格） 2. 工事費内訳書に計上する単価及び価格は原則として下記による。 なお、山間へき地等の地理・気象条件が特異な場合や社会・経済動向に著しい変化が認められる場合等においては、実情に応じた適切な単価及び価格を用いる。 【 省 略 】 （2）複合単価の算定に用いる「歩掛り」は、官庁営繕関係統一基準の「公共建築工事標準単価積算基準」によるほか、「営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り」による。なお、歩掛りにおける構成については次による。 【 省 略 】 二. その他 「その他」は、別表－5～7の範囲内で工種ごとの率による。 「その他」の率は中間値＋1％を標準※とし、地域の特殊性等を考慮のうえ適切に定める。 ※墜落制止用器具の費用を含めた環境安全費の計上分として1％を加算。対象は別表－5～7に示された工種とする。 なお、交通誘導警備員等の率の設定がされていない工種等については、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額や会社経費を適切に反映した率を設定する。	公共建築工事積算基準等資料の改定に伴い修正
第3章 共通費		
（製造業者・専門工事業者へ単独で発注する場合の算定） 7. 製造業者・専門工事業者へ単独で発注する場合の共通費は見積を参考に計上する。 なお、専門工事業者とは、建設業法第3条の規定による建設業の許可業種のうち、建	（製造業者・専門工事業者へ単独で発注する場合の算定） 7. 製造業者・専門工事業者へ単独で発注する場合の共通費は見積を参考に計上する。 なお、専門工事業者とは、建設業法第3条の規定による建設業の許可業種のうち、建	解体工事の共通費積算方法を明確に

新	旧	備考
築工事業、電気工事業、<u>管工事業及び解体工事業</u>を除く各工事業を営む事業者をいう。	築工事業、電気工事業<u>及び</u>管工事業を除く各工事業を営む事業者をいう。	するため修正
第4章 共通仮設費		
(共通仮設費に積み上げる項目) 2. 以下の項目については、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。 (1) 準備費 イ. 敷地測量、仮設用借地料、既存施設内の家具、什器、機器等の移動・復旧、<u>道路占有料等</u>に関する費用 ロ. 機械警備を委託している既存施設において、工事に影響を与える警備会社支給機器の一時停止・復旧に関する、諸経費を含み当該警備会社が算出した費用 【 省 略 】 (4) 環境安全費 <u>交通誘導・安全管理等</u>の要員に要する費用(工事現場(施設)の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員に要する費用)、台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、大規模な台風等の風災害対策として、足場の防護シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策の要する費用 【 省 略 】 (7) 機械器具<u>費</u> イ. 新営工事における荷揚げ用揚重機械器具の費用 規格の選定及び存置日数は、表4-1～5を参考とし、施工条件等により機種を選定する。	(共通仮設費に積み上げる項目) 2. 以下の項目については、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。 (1) 準備費 イ. 敷地測量、仮設用借地料、既存施設内の家具、什器、機器等の移動・復旧に関する費用 ロ. 機械警備を委託している既存施設において、工事に影響を与える警備会社支給機器の一時停止・復旧に関する、諸経費を含み当該警備会社が算出した費用 【 省 略 】 (4) 環境安全費 <u>安全管理・合図等</u>の要員に要する費用(工事現場(施設)の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員に要する費用)、台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、大規模な台風等の風災害対策として、足場の防護シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策の要する費用 【 省 略 】 (7) 機械器具<u>等</u> イ. 新営工事における荷揚げ用揚重機械器具の費用 規格の選定及び存置日数は、表4-1～5を参考とし、施工条件等により機種を選定する。	公共建築工事積算基準等資料の改定に伴い修正
(共通仮設費率算定の留意事項) 8. 共通仮設費率を算定する際の各項目における留意事項は以下による。 <u>(1) 道路占有料</u> <u>道路占有料については、必要に応じて、費用を計上する。なお、道路法第39条において、</u>	(共通仮設費率算定の留意事項) 8. 共通仮設費率を算定する際の各項目における留意事項は以下による。	公共建築工事積算基準等資料の改定に伴い追加

新

旧

備考

<u>「道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。」とされており、公共発注の営繕工事においては道路占用料の徴収を行わないとされている。</u> <u>道路使用許可申請手数料については、必要に応じて、費用を計上する。なお、所轄警察署により道路使用許可申請手数料が免除される場合がある。</u> <u>（２）環境安全費</u> 環境安全費に含まれる台風等災害に備えた災害防止対策の要する費用のうち、一般的なもの費用については、以下の費用が含まれている。 ・ 屋外に存置された資材等の移動、養生に要する費用 ・ 外部足場の点検、補強、シート類の巻き上げ等に要する費用 <u>（３）動力用水光熱費</u> 共通仮設費率に含まれる動力用水光熱費について、新営工事は引込費用及び使用料が該当し、改修工事は既存施設からの引き込みが可能であるため、主にメータ設置費と使用料が該当する。（工事用） 本受電後の電力基本料金については、設計図書の特記に基づき電気設備工事に積み上げ計上する。	【 追 加 】 <u>（１）環境安全費</u> 環境安全費に含まれる台風等災害に備えた災害防止対策の要する費用のうち、一般的なもの費用については、以下の費用が含まれている。 ・ 屋外に存置された資材等の移動、養生に要する費用 ・ 外部足場の点検、補強、シート類の巻き上げ等に要する費用 <u>（２）動力用水光熱費</u> 共通仮設費率に含まれる動力用水光熱費について、新営工事は引込費用及び使用料が該当し、改修工事は既存施設からの引き込みが可能であるため、主にメータ設置費と使用料が該当する。（工事用） 本受電後の電力基本料金については、設計図書の特記に基づき電気設備工事に積み上げ計上する。	
--	---	--